

平成25年度農林水産省税制改正要望について(主要事項)

農林水産副大臣 吉田 公一

平成24年10月19日

森林吸収源対策等の推進に資する税制措置の創設

【政策の背景・目的】

- エネルギー需給を巡る様々な動きの中で、今後、我が国の森林が持つ吸収能力を十分に発揮させ、地球温暖化防止に貢献していく必要が生じている。
- 昨年のCOP17(南アフリカ共和国)において、我が国は第2約束期間の不参加を表明したが、新たな「将来の枠組み」の下でも、森林吸収源が十分に貢献できるよう、森林吸収源対策について、COP17等で国際的に合意されたルールに沿って、森林吸収量の算入上限値3.5%を目指すこととしており、2013年以降速やかに必要な対策に取り組む必要。

また、炭素貯蔵や化石燃料の代替などの効果がある木材利用の拡大を推進することが重要。

この方針は、「日本再生戦略(本年7月31日閣議決定)」及び「革新的エネルギー・環境戦略(本年9月14日エネルギー・環境会議決定)」においても明記されている。

- これらの対策に必要な財源の確保について、森林吸収源対策等を推進するための化石燃料を対象とした税制措置を創設することが必要。

また、地方自治体をはじめ各方面から森林吸収源対策の財源の確保の要請。

森林吸収源



木材利用



【要望の内容】

- ① 全化石燃料を課税対象として森林吸収源対策のための税制措置を創設し、その税収を森林吸収源対策、木材利用拡大対策に係る歳出に充当すること
- ② ガソリン税の「当分の間の税率」について、現行の負担水準を維持しつつ、地球温暖化対策を推進する観点から税の枠組みを改め、森林吸収源対策等の地球温暖化対策に係る歳出に充当すること

24年度税制改正大綱(抜粋)

〔森林吸収源対策〕

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。

全国知事会「地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議」(平成24年7月20日)(抄)

「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を新たに位置づけ、間伐等の実施、作業道の整備や林業機械等の導入による森林整備を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保すること

2013年以降の森林吸収源対策について

- 「革新的エネルギー・環境戦略」において、我が国の温室効果ガスの排出削減量（森林吸収量除く）について、2020年5～9%、2030年概ね2割、2050年80%を目指すとの方針が示された。
- 森林吸収源については、同戦略や「日本再生戦略」において、「森林吸収量3.5%（2013年～2020年平均）の確保を目指す」ことや「2020年以降も吸収量が確保できるよう、成長に優れた種苗の確保、適切な森林資源の育成を進める」旨が位置づけられた。

「革新的エネルギー・環境戦略」（9月14日エネルギー・環境会議決定）

- ・ 再生可能エネルギーの大量導入と省エネルギーの国民的展開に加え、地球温暖化係数の高い代替フロン等をはじめとするエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスに関する抜本的な対策を、国民と政府が一体となって着実に実行することにより、国内における**2030年時点の温室効果ガス排出量を概ね2割削減（1990年比）することを目指す**。
- ・ また、国内における**2020年時点の温室効果ガス排出量**は、原発の稼働が確実なものではないことからある程度の幅で検討せざるを得ないが、一定の前提をおいて計算すると、**5～9%削減（1990年比）**となる。
- ・ 地球温暖化対策については、こうした国内における削減に加えて、森林等の吸収源対策や国際的な取組を積極的に進める。
- ・ **森林吸収源については、森林の適正な整備や木材利用等の推進により、2013年から2020年までの平均で算入上限値3.5%分（2020年時点で3%程度）の吸収量の確保を目指す**。また、**2020年以降も吸収量が確保できるよう、成長に優れた種苗の確保、適切な森林資源の育成を進める**。

「日本再生戦略」（7月31日閣議決定）

【改革工程表】

- ・ **森林吸収量3.5%（2013～2020年平均）の確保**や**「将来枠組み」を見据えた森林の整備・保全、木材利用等の推進**

農業経営基盤強化準備金制度の延長〔所得税・法人税〕

【創設年度：平成19年度、適用件数（平成23年度）10,596件、減収額（平成23年度）8,841百万円】

【政策の背景・目的】

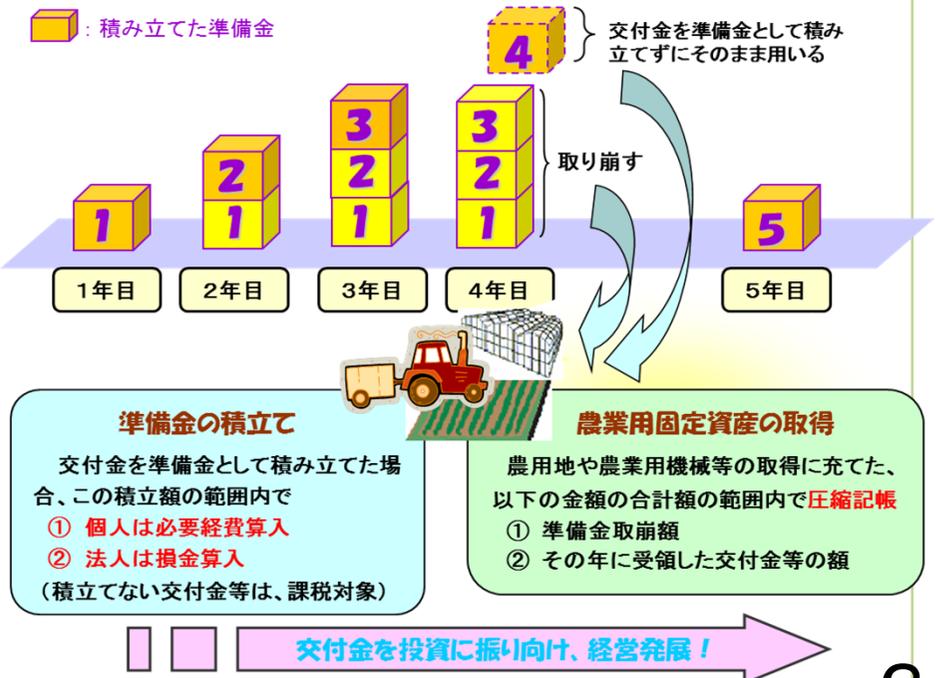
- 持続可能な力強い農業の実現のためには、将来の農業を支える意欲ある人材の確保、農地集積・規模拡大の加速化が喫緊の課題。
- 意欲あるすべての農業者が農業を持続できる環境を整えるため、**農業者戸別所得補償制度が導入**されたところ。
- この戸別所得補償制度の交付金を対象として、**農業経営基盤強化準備金制度を維持**することにより、**農地の集積や農業用機械への投資が加速化**されるよう支援していくことが必要。
- 本特例措置は、本年度限りで適用期限が到来するため、**その期限を2年間延長**することが**不可欠**。

なお、農地集積・規模拡大を加速化するため、市町村が作成する農地利用集積計画等に基づく農地の売買に関して、登録免許税、不動産取得税の軽減措置の延長や、譲渡所得の特別控除額の引上げ等も併せて要望しているところ。

【特例の概要】

- 農業者戸別所得補償制度等の交付金を準備金として積立てた場合、**積立分を必要経費（損金）に算入**（課税を繰延べ）
- **交付金及び準備金により、農用地又は農業用機械等**を取得した場合、**圧縮記帳**（「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（恒久措置）」と同様の措置）

（例）3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



注：積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります。

参考資料

- 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議
- (超党派)森林・林業・林産業活性化推進議員連盟要請文
- 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の2年延長
- 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の2年延長
- 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除額の引上げ
- 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等における営農困難時貸付けの要件緩和
- 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等の継続要件の明確化
- 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の2年延長
- バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の特例措置の創設
- 農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議（平成24年7月20日全国知事会）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の重要かつ喫緊の課題であり、国では、平成24年度税制改正において、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税への税率の上乗せによる「地球温暖化対策のための税」を制度化するなど、対策の推進に必要な財源確保の取り組みが大きく前進した。

今後は、当該税財源により、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂の排出抑制対策が行われることとなっており、その効果を期待するものである。

一方、森林吸収源対策については、京都議定書第1約束期間において、我が国の温室効果ガス排出削減目標値6%のうち、3.8%を確保することとされ、国内対策として有効性が認められているにも関わらず、現在、この税の使途に森林吸収源対策は位置付けられていない。

我が国は京都議定書第2約束期間には参加せず、独自対策により最大限の努力を進めることとなっているが、世界各国が新たなスキームで地球温暖化対策に取り組むこととされた2020年以降の枠組みの中で、イニシアティブを取っていくためには、排出抑制対策と森林吸収源対策に一体的に取り組む、実績として示すことが求められている。

森林吸収源対策を推進する上で、都道府県や森林整備法人等がその役割を担っているが、今後も森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるためには、これらが実施する取組を支援していくことも重要である。

また、森林については、水源の周辺における利用目的が明らかでない土地利用が認められており、適正な土地利用の確保が求められている。

このため、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策及び水資源保全対策を、次のとおり推進するよう決議するものである。

- 1 平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)には、森林吸収源対策について「平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。」と記載されていることから、**「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を新たに位置付け、間伐等の実施、作業道の整備や林業機械等の導入による森林整備を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保すること。**
- 2 平成25年度以降の地球温暖化対策の国内対策の策定を検討する中で、間伐等促進法に基づく地方債特例措置の継続など、森林吸収源対策に要する地方の財源を確保する仕組みづくりを行うこと。
- 3 森林吸収源対策を推進するため、国内産木材を使用することが地球温暖化対策に資することについて、国民の理解を深めるよう努めるほか、国内産木材の建築材への積極的利用や木質バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた支援、企業が森林吸収源取引を行うJ-VER活用への支援等を積極的に拡充すること。
- 4 水資源の保全に向けて、水資源に係る基本法や水源地域の森林等の土地取得の規制に係る法令等の整備を行うとともに、土地所有者情報の行政機関相互の共有等を一層促進すること。

(超党派)森林・林業・林産業活性化推進議員連盟 (平成24年8月29日)

要請文

森林・林業・林産業活性化推進議員連盟

いうまでもなく、森林には、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、木材等の生産といった、国民の安全な生活に欠かせない多面的機能があり、国民の関心、期待には非常に大きなものがある。

特に、地球規模の重要な課題である地球温暖化対策としては、森林整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っていると同時に、森林から生産される木材や木質バイオマスを利用することは、吸収源対策としての森林整備を支えるだけでなく、CO₂の排出抑制対策としても大きく貢献するものである。また、木材製品が使われている間は、森林からのCO₂の排出とは見なさないとの国際ルールも整えられたところである。

我が国は、昨年の大震災そして原子力発電所の事故を契機とした化石燃料の使用増大により、京都議定書第1約束期間の削減約束である6%目標の達成も危うい状況となっている。さらにエネルギー政策の大転換が求められている中、現在、検討が進められている「革新的エネルギー・環境戦略」において、2013年以降も地球温暖化防止対策に最大限貢献を行っていくとの我が国の意志を明確にし、これまで以上に森林吸収源対策としての森林整備を確実に実施するとともに、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を強力に推進していくべきである。

森林・林業分野が将来にわたって地球温暖化防止役割を果たしていくことが求められており、そのためには、森林・林業の再生に向けた諸施策を講ずることが不可欠であるが、平成24年度の税制改正では、森林吸収源対策等の諸施策の財源確保については依然として「引き続き検討する」こととされている一方、10月から導入される地球温暖化対策のための税においては、森林吸収源対策はその用途に位置付けられていない。

政府は、森林・林業分野の果たす役割の重要性を十分に踏まえ、必要な財源が確保されるよう努めなければならない。以上を踏まえ、当連盟は、下記事項について要請するものである。

記

1 2013年以降も我が国が地球温暖化の防止に最大限取り組むとの姿勢を国内外に示すべく、現在検討されている「革新的エネルギー・環境戦略」において、国内排出量のみならず、より包括的な目標を具体的に打ち出すこと。特に森林吸収については、国際的に合意された森林吸収量の算入上限値である3.5%の最大限の確保を図る旨を明確にすること。

2 地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるとともに、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスを含む木材の利用によるCO₂排出抑制対策への支援を充実する等、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源確保のための措置を講じること。

利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の2年延長〔登録免許税〕

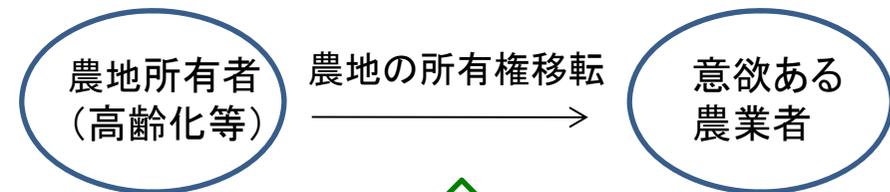
【創設年度:昭和56年度、適用件数(平成23年度)8,023件、減収額(平成23年度)61百万円】

【政策の背景・目的】

- 持続可能な力強い農業の実現のためには将来の農業を支える意欲ある人材の確保、農地集積・規模拡大の加速化が喫緊の課題。
- 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月食と農林漁業の再生推進本部)」において、「土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」とされ、日本再生戦略においてもこの方針が明記されているところ。
- 地域の中心となる経営体への農地集積を図るため、利用権設定等促進事業に基づいた取組を推進することが必要。
- 本特例措置は、意欲ある農業者が農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)に基づき農地取得する際の初期投資費用を軽減することにより、農地集積を促進するもの。

【特例の概要】

所有権の移転登記の登録免許税の税率(20/1000)を8/1000に軽減



利用権設定等促進事業
(市町村による農用地利用集積計画の作成・公告)

利用権設定等促進事業とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が利用権設定、所有権移転等を行う農地等やその借賃等を定めた「農用地利用集積計画」を策定。

計画の公告により、利用権の設定、所有権の移転等の効果が発生。

農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の2年延長〔不動産取得税〕

【創設年度:昭和56年度、適用件数(平成23年度)8,617件、減収額(平成23年度)75百万円】

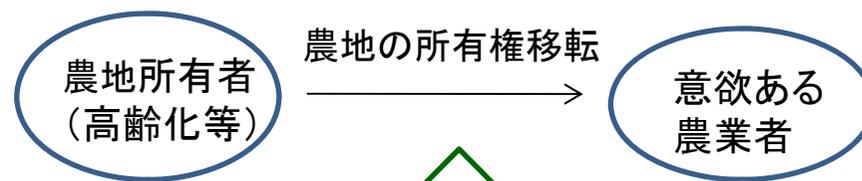
【政策の背景・目的】

- 持続可能な力強い農業の実現のためには将来の農業を支える意欲ある人材の確保、農地集積・規模拡大の加速化が喫緊の課題。
- 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月食と農林漁業の再生推進本部)において、「土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」とされ、日本再生戦略においてもこの方針が明記されているところ。
- 地域の中心となる経営体への農地集積を図るため、利用権設定等促進事業に基づいた取組を推進することが必要。
- 本特例措置は、意欲ある農業者が農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)に基づき農地取得する際の初期投資費用を軽減することにより、農地集積を促進するもの。

【特例の概要】

取得した土地の価格の3分1相当額を価格から控除

$$\text{税額} = \boxed{\text{取得した農地の固定資産税評価額}} \times 2/3 \times \text{税率 (4\%)}$$



利用権設定等促進事業
(市町村による農用地利用集積計画の作成・公告)

利用権設定等促進事業とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が利用権設定、所有権移転等を行う農地等やその借賃等を定めた「農用地利用集積計画」を策定。

計画の公告により、利用権の設定、所有権の移転等の効果が発生。

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除額の引上げ[所得税・法人税]

【①農用地利用集積計画:適用件数(平成23年)9,247件、減収額(平成23年)5,845百万円】

【②農地売買等事業:適用件数(平成23年)1,909件、減収額(平成23年)775百万円】

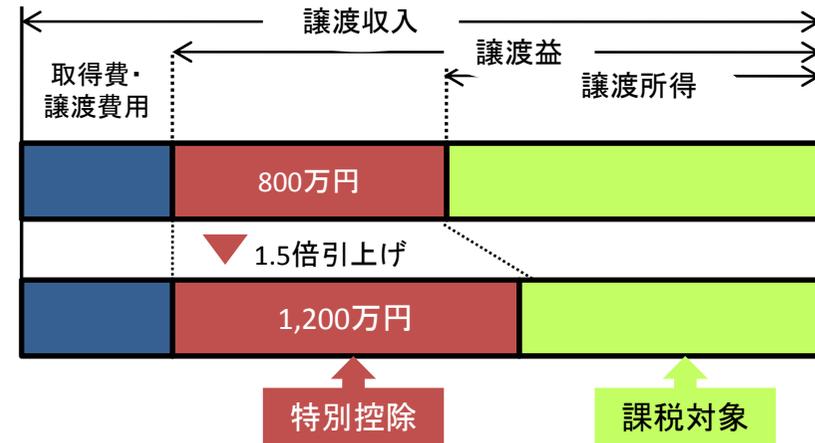
【③農業委員会のあっせん:適用件数(平成23年)6,580件、減収額(平成23年)3,165百万円】

【政策の背景・目的】

- 持続可能な力強い農業の実現のためには将来の農業を支える意欲ある人材の確保、農地集積・規模拡大の加速化が喫緊の課題。
- 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月食と農林漁業の再生推進本部)」において、「土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、**平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が** 大半を占める構造を目指す。」とされ、**日本再生戦略においてもこの方針が明記されているところ。**
- 農地保有の合理化等に係る農地の譲渡については、譲渡所得の特別控除(800万円)が認められている。
- **農地売買の状況を見ると、過去と比べ、売買面積、譲渡所得の増加など状況に変化。**
- 農業の体質・競争力の強化に向け、**農地集積の加速化が喫緊の課題**であり、農地売買の状況等も踏まえ、**特別控除額の引上げが必要。**

【特例の概要】

農地保有の合理化等のための農地を譲渡した場合の特別控除額800万円について、農地売買の状況等を踏まえ、**1,200万円に引上げ。**



<控除額引上げ対象>

- ① 農用地利用集積計画による譲渡
- ② 農地売買等事業のための譲渡
- ③ 農業委員会のあっせんによる譲渡

<改正の経緯>

年度	改正内容
S 45	・創設(控除額 150万円)
S48	・控除額を250万円に引上げ
S50	・控除額を500万円に引上げ
H 元	・控除額を800万円に引上げ(平成元年12月31日までの措置)
H 2	・控除額を800万円に引上げ(平成2年12月31日まで延長)
H 3	・控除額を800万円に引上げ(恒久措置化)

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等における
 営農困難時貸付けの要件緩和〔贈与税・相続税・不動産取得税〕
 贈与税 【適用件数(平成22年度)83件、減収額(平成22年度)529百万円】
 相続税 【適用件数(平成22年度)2,190件、減収額(平成22年度)56,179百万円】

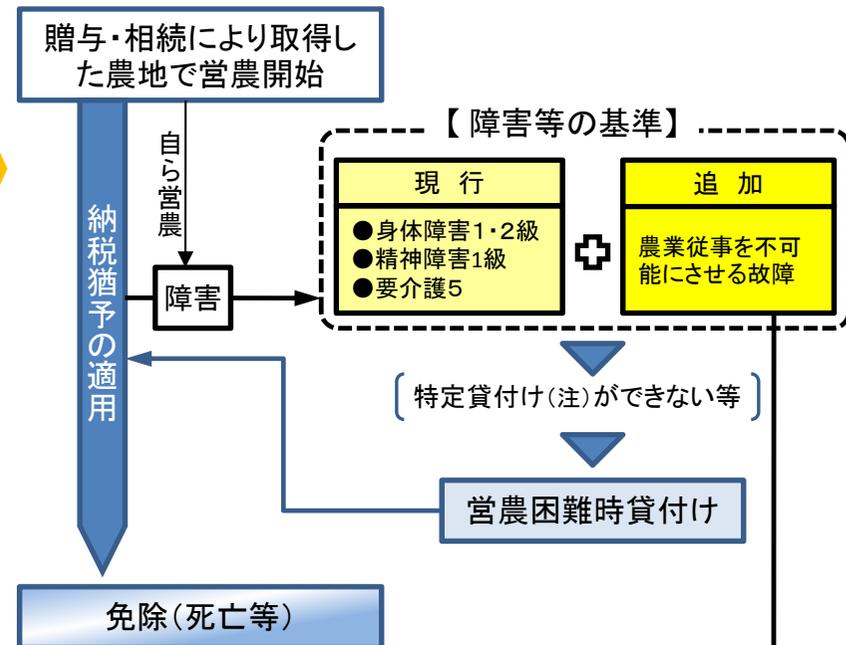
【政策の背景・目的】

- 納税猶予制度の営農困難時貸付けについては、平成21年度に創設されたところであるが、身体障害2級以上など重度の障害等に限り、要件が厳しすぎるとの指摘。
- 高齢化が進行する中、猶予中に障害を抱えるリスクが高まり、今後、営農が不可能であるのに貸付けができない事態が生じるおそれ。
- このため、障害者の負担軽減と農地の効率利用の確保の観点から、障害及び営農の実情に即した対応ができるよう、営農困難時貸付けの要件を緩和する必要。

【特例の概要】

営農困難時貸付けの対象に、農業に従事することを不可能にさせる故障の状態である場合を追加。

《営農困難時貸付けのフロー》



生産緑地の買取申出が可能となる場合における故障の状態(生産緑地法10条等)と同様の基準を基本に、市町村長の証明等により確認

注: 特定貸付け: 農業経営基盤強化促進法の事業による農地の貸付け

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等の 継続要件の明確化〔贈与税・相続税・不動産取得税〕

贈与税 【適用件数(平成22年度)83件、減収額(平成22年度)529百万円】

相続税 【適用件数(平成22年度)2,190件、減収額(平成22年度)56,179百万円】

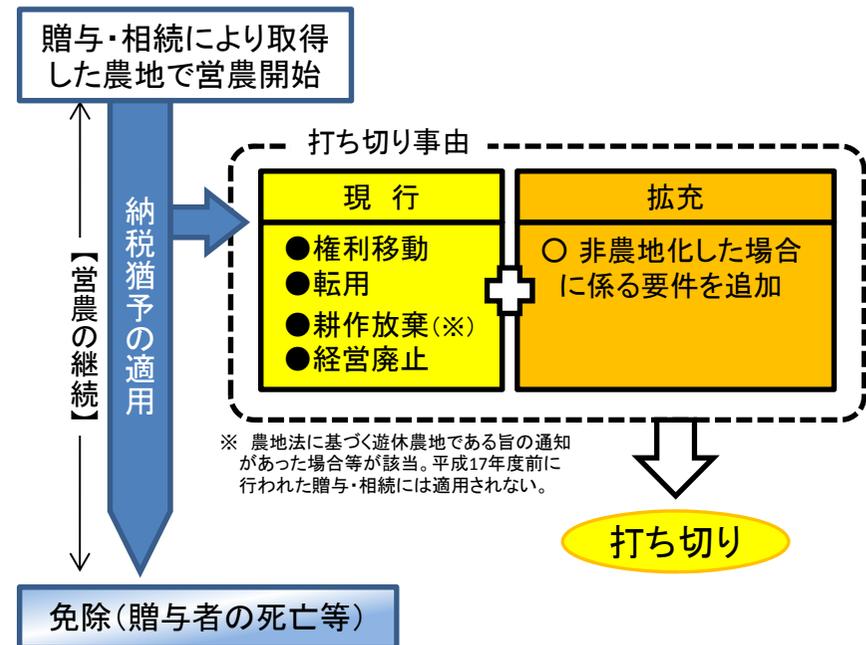
【政策の背景・目的】

- 本制度は、**贈与等により取得した農地で営農を継続**することを前提とした特例であり、**適用後に耕作放棄等があった場合には、納税猶予を打ち切る**仕組み。
- しかしながら、**耕作放棄等により非農地化した場合に猶予を打ち切ることができない**など制度上の課題が判明。
- このため、**非農地化した土地について納税猶予制度が継続されないよう、猶予の打ち切り事由の見直しが必要**。

【見直しの概要】

納税猶予の適用農地が非農地化した場合について猶予を打ち切ることができるよう、打ち切り事由を拡充等所要の措置。

《納税猶予打ち切りのフロー》



新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の2年延長〔所得税、法人税〕

【創設年度：平成21年度、適用件数(平成23年度)11件、減収額(平成23年度)26百万円】

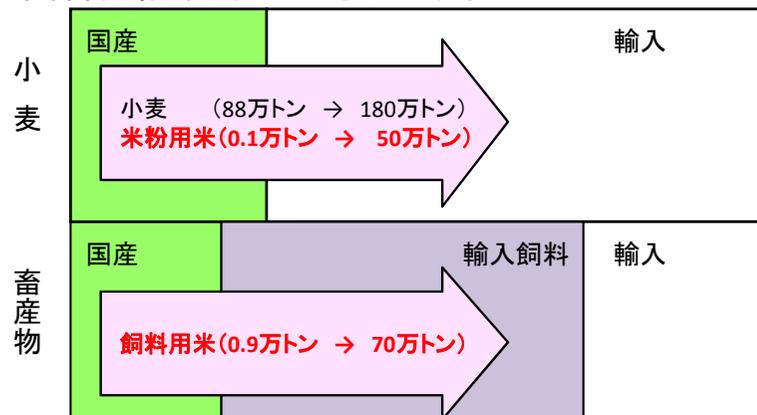
【政策の背景・目的】

- 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する必要。

このため、米粉、飼料用米の利用を促進するため、平成21年7月に「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」が施行されるとともに、平成22年3月に閣議決定した、「食料・農業・農村基本計画」において、米粉用米50万トン、飼料用米70万トンの生産数量目標を設定。

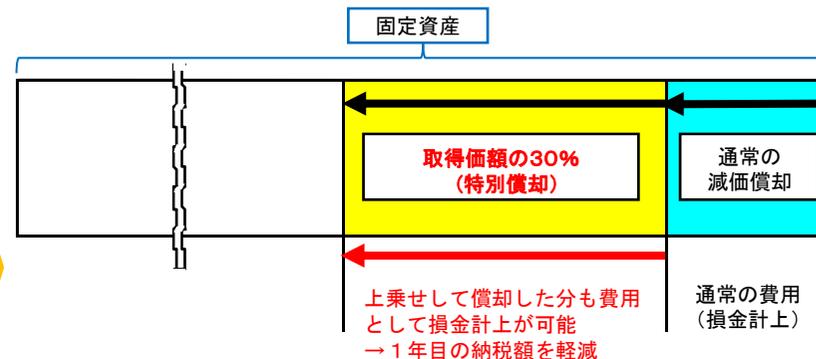
- この目標の達成に向けては、米穀粉製造設備等の取得を促進し、安定供給体制を整備することが重要であり、設備投資のインセンティブとなる本税制措置を引き続き講じることが必要。

＜食料自給率向上に向けた取組＞



【特例の概要】

- 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却
固定資産を取得した事業年度に限り、取得価額に一定率を上乗せし償却(減価償却の前倒し)



＜対象設備例＞

米穀粉製造設備

洗米機



気流式粉碎機

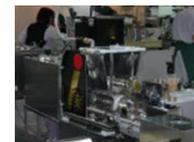


パン製造設備 麺製造設備

米粉パン製造機



米粉麺製造機



飼料製造設備

原料タンク



粉碎機



バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の特例措置の創設〔軽油引取税〕

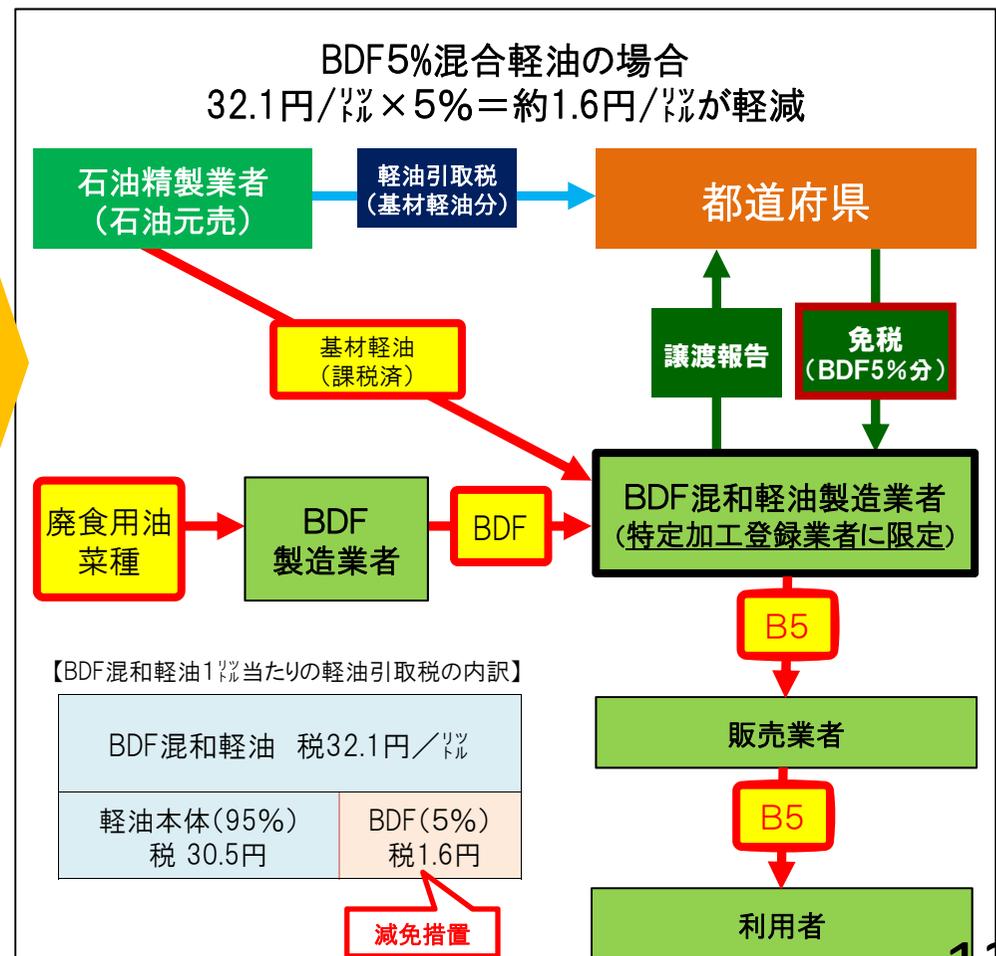
【適用見込み(25年度):適用数量15,000キロリットル、減税額482百万円】

【政策の背景・目的】

- バイオディーゼル燃料(BDF)は、地域資源である廃食用油、なたね等からつくられる再生可能エネルギーとして、温室効果ガス削減、地域産業振興等に貢献。今回の震災直後には緊急時の軽油代替燃料として被災者支援や救援物資輸送に活用。
- BDF生産量はこの5年で5千KLから2万KLへ4倍に増加。しかし、軽油引取税(32.1円/リットル)のコスト増から、車両への負荷にもかかわらず、自治体等の車両用にB100として利用。
- 平成21年10月に自動車排ガス規制が大幅に強化され、新規制対応の新型車両が順次導入。地域主導で広がってきたBDFの取組が困難になるおそれ。
- 緊急時の地域循環型エネルギーとして、品確法の規格に適合したBDFの低濃度利用(B5)の普及を図るため、BDFの軽油引取税の特例措置の創設が必要。
- ※ 平成20年度税制改正の際は不正軽油の防止の観点から実現しなかったが、平成19年にB5強制規格、平成21年にBDF混合事業者を規制する改正品確法が施行。今回は、軽油引取税の減免対象を品確法に基づく特定加工登録業者に限定し、同法を所管する経産省と共同で要望。

【特例の概要】

- 品確法(揮発油等の品質確保等に関する法律)に基づくBDF混和軽油の特定加工登録業者が、BDF混合軽油を販売する場合、BDFの数量分を非課税とする。



農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置の創設

[所得税・法人税・住民税・事業税]

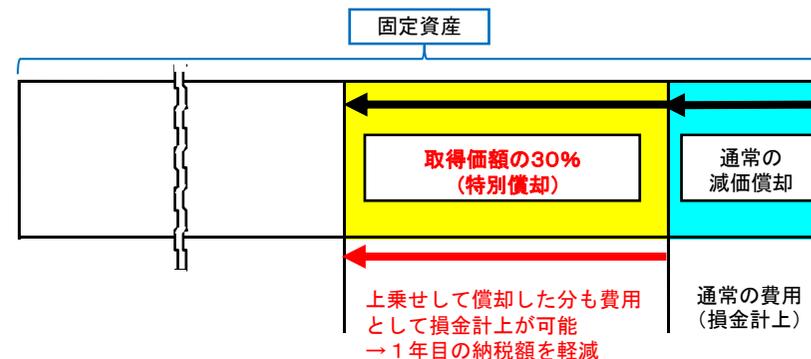
【政策の背景・目的】

- 農林水産業等について、消費税の二段階の引上げに備え、税率変更への対応、品質の向上及びコスト低減等に資する設備投資を促進することで、これらの産業の税制対応の円滑化を図る。

【特例の概要】

- 青色申告書を提出する農林水産業等を営む者（農業協同組合等を含む。）が一定の金額以上の建物附属設備、又は器具・備品を取得した場合に、設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を認める。

具体例	減価償却資産の分類
<ul style="list-style-type: none"> ○省エネのための電気設備(LED等)[農業・林業・漁業・食品製造業・木材・木材製品製造業・協同組合] ○品質向上のための空調設備(エアーカーテン、ファン等)等[農業・林業・漁業・食品製造業・木材・木材製品製造業・協同組合] 	建物附属設備
<ul style="list-style-type: none"> ○生産効率改善のための情報処理システム(GIS等)[農業・林業・漁業] ○税率変更に対応するための電算処理システム、ラベル作成機[食品製造業・木材・木材製品製造業・協同組合] ○品質向上のための冷凍庫・冷蔵庫等[農業・林業・漁業・食品製造業・協同組合] ○食品の安全な提供のための金属探知機[食品製造業] 	器具・備品



- 転嫁対策本部中間整理(5/31)(抜粋)
3. 財政上・税制上その他の支援措置等
- ◎ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。